

相談支援パーソンズ重要事項説明書

富田ケアセンター有限公司

相談支援パーソンズ

相談支援パースンズ重要事項説明書

(指定一般相談支援事業・指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業)

《2024年4月1日》

あなたに対する相談支援サービス提供開始にあたり、社会福祉法第76条及び第77条、「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条並びに「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

法人の名称	富田ケアセンター有限会社
法人の所在地	岡山県倉敷市玉島道口 2754-1
法人の電話番号	086-526-5900
法人のFAX 番号	086-526-1036
代表者名	代表取締役 山中 祥吉

2 事業所の概要

事業指定	指定一般相談支援事業所	3330200407
	指定特定相談支援事業所	3330200407
	指定障害児相談支援事業所	3370200333
事業所の名称	相談支援パースンズ	
事業所の所在地	岡山県倉敷市玉島道口 97-1	
電話番号	086-441-1700	
FAX 番号	086-522-7834	
管理者	山中 祥吉	
サービスの実施地域	倉敷市、矢掛町、浅口市（ただし浅口市は指定一般相談支援の実施は除く）	
主たる対象者	特定なし	
サービスの種類	・ 指定一般相談支援 指定地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援） ・ 指定特定相談支援 指定計画相談支援サービス ・ 指定障害児相談支援 指定障害児相談支援サービス	
事業の目的	・ 利用者が、地域において自立した日常生活又は社会生活	

	を営むことができるよう、利用者に対して必要な指定地域相談支援サービスを提供します。 ・利用者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して必要な指定計画相談支援サービスを提供します。 ・利用者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して必要な指定障害児相談支援サービスを提供します。
事業所の運営方針	・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。 ・相談支援サービスの提供にあたっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 ・相談支援サービスの提供にあたっては、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めます。 ・相談支援サービスの提供にあたっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3事業所の職員体制

職種員数	常勤		非常勤		常勤換算
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1				1
相談支援員	1 以上		1 以上		1 以上

4事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 ・指定一般相談支援の実施に当たっては、上記の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

5実施する相談支援サービスの内容

基本相談支援	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等の介護を行うものからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、これらの者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う。
計画相談支援	・サービス等利用計画の作成・モニタリングの実施等
地域移行支援	・地域移行支援計画の作成 ・入所施設や精神科病院の訪問による相談 ・地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等
地域定着支援	・地域定着支援台帳の作成・常時の連絡体制の確保・緊急の事態等の支援等
障害児相談支援	・障害児支援利用計画の作成 ・モニタリングの実施等

6利用料金

(1) 相談支援サービス費

項目	サービス料金
【地域移行支援サービス】	
地域移行支援サービス費	
地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,613単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅱ）	3,157単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅲ）	2,422単位／月
集中支援加算	500単位／月
退院・退所月加算	2,700単位／月 *入院期間が3月以上1年未満の場合 500単位加算
初回加算	500単位／月
障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）	500単位／日
障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）	250単位／日 *地域生活支援拠点等の場合 50単位加算
体験宿泊加算（Ⅰ）	300単位／日
体験宿泊加算（Ⅱ）	700単位／日 *地域生活支援拠点等の場合 50単位加算
ピアサポート体制加算	100単位／月
居住支援連携体制加算	35単位／月
地域居住支援体制強化推進加算（月1回を限度）	500単位
【地域定着支援サービス】	

地域定着支援サービス費 体制確保費 緊急時支援費（Ⅰ）	315単位／月 734単位／日 *地域生活支援拠点等の場合 50単位加算
緊急時支援費（Ⅱ） 地域生活支援拠点等機能強化加算	98単位／月 500単位／月
日常生活支援情報提供加算（月 1 回限度）	100 単位／月
ピアサポート体制加算	100 単位／月
居住支援連携体制加算	35 単位／月
地域居住支援体制強化推進加算（月 1 回限度）	500 単位／月
【地域移行・地域定着共通加算】	
虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 *令和 7 年 4 月 1 日から適用 情報公表未報告減算 特別地域加算	単位減算 単位加算
【計画相談支援サービス】	
サービス利用支援費 機能強化型サービスサービス利用支援費（Ⅰ） 機能強化型サービスサービス利用支援費（Ⅱ） 機能強化型サービスサービス利用支援費（Ⅲ） 機能強化型サービスサービス利用支援費（Ⅳ） サービス利用支援費（Ⅰ） サービス利用支援費（Ⅱ）	2,014単位／月 1,914単位／月 1,822単位／月 1,672単位／月 1,572単位／月 732単位／月
継続サービス利用支援費 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1,761単位／月 1,661単位／月 1,558単位／月 1,408単位／月 1,308単位／月 606単位／月
*（Ⅰ）については、利用者数が40未満の部分について算定。（Ⅱ）については、40以上の部分について算定	
地域生活支援拠点等機能強化加算	500 単位／月
利用者負担上限額管理加算（月 1 回限度）	150 単位／月
初回加算	300 単位／月
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）	300 単位／月

主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	100 単位／月
入院情報連携加算（Ⅰ）	300 単位／月
入院情報連携加算（Ⅱ）	150 単位／月
退院・退所加算（月 3 回を限度）	300 単位／回
居宅介護支援事業所等連携加算 （情報提供以外）	300 単位／月
居宅介護支援事業所等連携加算 （情報提供）	150 単位／月
医療・保育・教育機関等連携加算 （面談 計画作成月）（月 1 回限度）	200 単位／月
医療・保育・教育機関等連携加算 （面談 モニタリング月）（月 1 回限度）	300 単位／月
医療・保育・教育機関等連携加算 （通院同行）（月 3 回限度）	300 単位／月
医療・保育・教育機関等連携加算 （情報提供 病院等、それ以外）（月 1 回限度）	150 単位／月
集中支援加算 （訪問）（月 1 回限度）	300 単位／月
集中支援加算 （会議開催）（月 1 回限度）	300 単位／月
集中支援加算 （会議参加）（月 1 回限度）	300 単位／月
集中支援加算 （通院同行）（月 3 回限度）	300 単位／月
集中支援加算 （情報提供、それ以外）（月 1 回限度）	150 単位／月
遠隔地訪問加算	300 単位／月
サービス担当者会議実施加算	100 単位／月
サービス提供時モニタリング加算	100 単位／月
行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月
行動障害支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月
要医療児者支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月
要医療児者支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月
精神障害者支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月
精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月
ピアサポート体制加算	100 単位／月
地域生活支援拠点等相談強化加算（月 4 回を限度）	700 単位／月
地域体制強化共同支援加算（月 1 回を限度）	2,000 単位／月

【障害児相談支援サービス費】	
障害児支援利用援助費 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ） 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ） 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ） 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ） 障害児支援利用援助費（Ⅰ） 障害児支援利用援助費（Ⅱ）	2,201単位／月 2,101単位／月 2,016単位／月 1,866単位／月 1,766単位／月 815単位／月
継続障害児支援利用援助費 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ） 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ） 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,896単位／月 1,796単位／月 1,699単位／月 1,548単位／月 1,448単位／月 662単位／月
地域生活支援拠点等機能強化加算	500単位／月
利用者負担上限額管理加算（月1回限度）	150単位／月
初回加算	500 単位／月
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	300 単位／月 100 単位／月
入院情報連携加算（Ⅰ） 入院情報連携加算（Ⅱ）	300 単位／月 150 単位／月
退院・退所加算（月3回を限度）	300 単位／回
医療・保育・教育機関等連携加算 （面談 計画作成月）（月1回限度） 医療・保育・教育機関等連携加算 （面談 モニタリング月）（月1回限度） 医療・保育・教育機関等連携加算 （通院同行）（月3回限度） 医療・保育・教育機関等連携加算 （情報提供 病院等、それ以外）（月1回限度）	200 単位／月 300 単位／月 300 単位／月 150 単位／月
集中支援加算 （訪問）（月1回限度） 集中支援加算 （会議開催）（月1回限度） 集中支援加算 （会議参加）（月1回限度） 集中支援加算 （通院同行）（月3回限度） 集中支援加算	300 単位／月 300 単位／月 300 単位／月 300 単位／月 150 単位／月

(情報提供、それ以外) (月 1 回限度)	
遠隔地訪問加算	300 単位/月
サービス担当者会議実施加算	100 単位/月
サービス提供時モニタリング加算	100 単位/月
行動障害支援体制加算 (Ⅰ)	60 単位/月
行動障害支援体制加算 (Ⅱ)	30 単位/月
要医療児者支援体制加算 (Ⅰ)	60 単位/月
要医療児者支援体制加算 (Ⅱ)	30 単位/月
精神障害者支援体制加算 (Ⅰ)	60 単位/月
精神障害者支援体制加算 (Ⅱ)	30 単位/月
高次脳機能障害支援体制加算 (Ⅰ)	60 単位/月
高次脳機能障害支援体制加算 (Ⅱ)	30 単位/月
ピアサポート体制加算	100 単位/月
地域生活支援拠点等相談強化加算(月 4 回を限度)	700 単位/月
地域体制強化共同支援加算 (月1回を限度)	2,000単位/月
【障害児・者共通加算】	
虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 * 令和7年4月1日から適用 情報公表未報告減算 特別地域加算	単位減算 単位加算

※1 単位は、10円。

※上記のうち、利用者負担上限管理加算以外は利用者の負担はありません。利用者負担上限管理を行った場合はサービス料金の 1 割相当額が利用者負担額になりますが、利用者世帯の収入状況に応じて市町村長が定めた利用者負担上限月額が各月の上限になります。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。 1 km 当たり 20 円
-----	---

※交通費及びその他の費用は、サービス利用月末に締め、翌月の 15 日までに請求いたします。請求月の 20 日までに、以下の方法でお支払いください。

<支払い方法>

- ・事業所での現金でのお支払い

- ・事業者指定口座へのお振り込み

7 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定相談支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 虐待の防止のための措置

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】相談支援専門員 大西 幸
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会を設置し、委員会での検討結果を従業者に周知徹底

9 衛生管理等

当事業所では従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努め、感染症が発生又はまん延しないように、必要な措置を講じています。

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等も可）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底
- (2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び定期的な訓練の実施

10 職場におけるハラスメントの防止

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

- (1) 事業所の方針の明確化及び周知・啓発

相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

【相談窓口担当者】管理者 山中 祥吉

(2) 職場におけるパワハラに関する事後の敏速かつ適切な対応

(3) 併せて講ずべき措置

①相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を職員に周知

②相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め職員に周知・啓発

11 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じています。

(1) 平時からの備え(体制構築・整備・感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等)

(2) 初動対応

(3) 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

(4) 研修・訓練の実施

(5) 業務継続計画の定期的の見直し・変更

12 苦情申し立て

苦情相談窓口	・窓口担当者：山中 祥吉 ・ご利用時間月～金曜日8：30～17：30 ・電話番号086-441-1700
倉敷市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課	・所在地 倉敷市西中新田640 ・電話番号 086-426-3305 ・受付時間 月～金曜日8：30～17：15
矢掛町役場 保健福祉課福祉推進係	・所在地 小田郡矢掛町矢掛3018番地 ・電話番号 0866-82-1010 ・受付時間月～金曜日8：30～17：15
浅口市役所 社会福祉課	・所在地 浅口市鴨方町鴨方2244-26 ・電話番号085-44-7007 ・受付時間月～金曜日8：30～17：15
岡山県運営適正化委員会	・所在地 岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内 ・電話番号086-226-9400 ・受付時間月～金曜日8：30～17：15

13秘密の保持

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持します。また、当事業所では、従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

14 サービスの提供の記録

当事業所では、指定相談支援サービスを提供した際、提供日、内容その他の必要な事項を記録し、利用者の確認を受けております。また、利用者が他の指定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、指定相談支援サービスの実施状況等に関する書類を交付します。

当事業所は、サービスの提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明いたしました。

年 月 日

事業者 住所 岡山県倉敷市玉島道口2754-1
名称 富田ケアセンター有限会社
代表取締役 山中 祥吉

事業所 住所 岡山県倉敷市玉島道口97-1
名称 相談支援パーソンズ
説明者

私は、本書面に基づいて本重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 住所

氏名

家族または代理人等

住所

氏名

続柄